

Meita Club カード会員規約

○Meita Club カード会員サービス提供会社
(以下「当社」)

名鉄タクシーホールディングス株式会社

〒454-8515 名古屋市中西区西日置二丁目3番5号
TEL: 052-331-2226

条 項

第1条 (会員)

入会を申込みされた方で、当社が審査のうえ入会を認めた法人または個人を会員とします。

第2条 (カードの発行と管理)

- 1 当社は、会員に対して『Meita Club』カード(以下「カード」)を貸与します。
- 2 カードは会員本人のみが利用でき、他人に貸与・譲渡、または担保提供するなど、カードの占有を第三者に移転することはできません。

第3条 (カードの機能)

- 1 会員は、カードを当社ならびにMeita Club カード提携タクシー会社(以下「提携会社」)にて、タクシー代金の支払いに利用することができます。ただし、機器・通信・カードの異常・故障等により支払い処理ができない場合、会員は他の支払い方法で支払うものとします。
- 2 カードの種類は、ゴールドカードとシルバーカード、ゲストカードの3種類とします。
- 3 シルバーカードは、70歳以上の方(以下「高齢者」)ならびに身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方(以下「障がい者」)に貸与し、会員がシルバーカードにて支払う場合、当社ならびに提携会社のタクシー運賃から10%を割引きます。ただし、提携会社の高齢者割引については、別に提示する会社のみが割引対象となります。尚、高齢者と障がい者の割引の併用はできません。
- 4 当社は、カードの月額利用代金に応じたポイントを会員に付与します。付与ポイントは、100円につき1ポイントとします。累計ポイントが1,000ポイントとなった時点で1,000円分のタクシーご乗車券を会員に進呈します。

第4条 (入会金・年会費)

入会金・年会費は必要ありません。但し保証金を預かることがあります。

第5条 (代金の決済)

- 1 個人会員は、原則口座振替(自動払込)による支払いとします。毎月10日締切、同月26日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に会員指定の口座から引落します。
- 2 法人会員は、当社との合意に基づく方法により支払うものとします。振込による場合、振込手数料は会員負担となります。
- 3 利用代金は、毎月当社より請求します。
- 4 会員が当社の提携会社を利用した際の債権について、提携会社が当社に譲渡することを、会員はあらかじめ承諾するものとします。

第6条 (カードの利用停止)

会員が支払いを怠るなど当社が必要と判断した時は、当社は事前の予告なくカードの利用を停止する事があります。

第7条 (届出事項の変更)

入会申込み時の届出事項に変更があった場合、会員は速やかに当社へ届け出るものとします。

第8条 (退会)

会員が退会しようとする時、会員は当社所定の退会手続きを行うとともに、直ちにカードを当社へ返却するものとします。尚、当社に残存する債権がある時は、退会時に全額を精算するものとします。退会時に当社から付与したポイントは無効となります。

第9条 (遅延損害金)

会員は、利用代金の支払いを遅延したときは、当社に対して遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は利用代金に対し年率14.6%とし、支払期日の翌日から実際の支払日まで、年365日の日割計算とします。

第10条 (カードの紛失、盗難)

カードの紛失や盗難などが発生した時、会員は最寄りの警察へ届け出ると共に、当社に連絡するものとします。また、カードの利用停止までに利用された分のタクシー代金については会員が負担するものとします。

第11条 (規約の変更、承認)

本規約の変更については、当社は会員に対して変更内容または新会員規約をホームページへの掲載や送付など周知に努め、会員はその通知後、最初のカードの利用をもって規約の変更を承認したものとみなします。

第12条 (個人情報利用目的)

申し込み及び届け出いただいた個人情報は、カードサービスの提供、配車サービスの提供、当社からの連絡、及び当社からの営業の案内を目的として利用します。

第13条 (反社会勢力の排除)

会員は暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはそれらの関係者、その他反社会勢力でないこと、またこれらの支配・影響を受けていないことを確約します。契約後それらの事実が判明もしくは虚偽の申告の場合は、直ちに退会となります。

第14条 (合意管轄裁判所)

本規約に基づく会員と当社の諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。